その他、平成20年度における個人住民税の税制改正について

その1 地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改正され、地震保険料控除が創設されました。 この改正に合わせて「短期損害保険料」は控除対象外となりました。

●損害保険料控除

◆対象:住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の障害に関する損害保険料

· 平成19年度課税分まで

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金のある契約 のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円



●地震保険料控除

◆対象:住宅や家財などの生活用資産の地震保険料

平成20年度課税分から

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】	
平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、	10,000円
従前の損害保険料控除が適用されます。	
地震保険料と長期損害保険料がある場合	25 000III
地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

その2 老年者非課税措置の経過措置がなくなりました

平成17年1月1日時点で65歳以上であった方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、平成18年度課税分から廃止されたことに伴い、急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなりました。

その3 住宅借入金等特別税額控除が創設されました

税源移譲に伴い、所得税が減りその分住民税が増えることになりました。その結果、今まで所得税額から控除できていた住宅借入金等特別控除が控除しきれなくなる場合があります。このような場合には住宅借入金等特別控除を受けている方が不利益を受けないようにするため、所得税額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除の額を翌年度の住民税から減額する措置が設けられました。

	次の要件すべてにあてはまる方			
	○すでに所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方			
対象者	○平成11年から平成18年末までに入居した方			
	○税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除の金額が			
	発生した方			
軽減内容	所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除の金額を翌年度の住民税から控除(平成20年月			
蛭冰四合 	から平成28年度の住民税に適用)			
申告期間	所得税の確定申告期間内			
	所得税の確定申告をしない方	所得税の確定申告をする方		
申告先・	その年の1月1日現在にお住まいの市区町村へ源	所得税の確定申告書とともに住宅借入金等特		
申告方法	泉徴収票を添付のうえ、住宅借入金等特別税額控	別税額控除申告書を税務署へ提出することがで		
	除申告書を提出してください。	きます。		

問合先 税務課 市民税担当